

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	従業員立替金	8,000	現金	20,000
	雑損	12,000		
2	仕入	150,000	支払手形	120,000
			買掛金	30,000
3	当座預金	80,000	償却債権取立益	80,000
4	給料	200,000	所得税預り金	30,000
			当座預金	170,000
5	水道光熱費	40,000	当座預金	300,000
	引出金	260,000		

・解説

1. 現金過不足に関する問題です。

問題文の「決算に当たり、現金の手許有高を調べたところ、帳簿残高は ¥ 300,000 であるのに対して、実際有高は ¥ 280,000 であった」から、実際有高のほうが 20,000 円少ないことが分かるので、同額だけ現金の帳簿残高を減らしてズレを調整します。現金過不足の仕訳を考えるさいは常に**実際有高に合わせる**のがポイントです。

★ステップ 1・現金の帳簿残高と実際有高のズレを調整する

(貸) 現金 20,000

次に、問題文に「¥ 8,000 は、従業員個人が負担すべき交通費を店の現金で肩代わりして支払った取引が未記帳であったためであることが判明」とあるので、記入漏れが判明した(従業員)立替金をそのまま計上します。

★ステップ 2・原因が判明したものを正しく処理する

(借) 従業員立替金 8,000 / (貸) 現金 20,000

最後に、貸借差額を雑損または雑益で処理します。

★ステップ 3・貸借差額を雑損または雑益で処理する

(借) 従業員立替金 8,000 / (貸) 現金 20,000
(借) 雑損 12,000

本問のように、決算整理時に帳簿残高と実際有高のズレが判明した場合は、**現金過不足を使わずに現金のズレを調整**し、さらに原因が判明したものを正しく処理したうえで、貸借差額を雑損または雑益で処理します。

現金過不足に関する問題は、第 110 回の問 4 や 第 111 回の問 4、第 115 回の問 1、第 123 回の問 2、第 133 回の問 4、第 135 回の問 1、第 142 回の問 5、第 147 回の問 1、第 150 回の問 3 でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. 仕入取引に関する問題です。
この問題は【約束手形に関する仕訳】【掛け仕入に関する仕訳】に分けて考えましょう。

【約束手形に関する仕訳】

問題文に「代金のうち ¥ 120,000 については仕入先を名宛人とする約束手形を振り出して支払い」とあるので、120,000 円については支払手形勘定で処理します。

★解答①

(借) 仕入 120,000 / (貸) 支払手形 120,000

【掛け仕入に関する仕訳】

残りの 30,000 円に関しては、単に掛け仕入しただけなので簡単です。

★解答②

(借) 仕入 30,000 / (貸) 買掛金 30,000

以上、①②をまとめると解答仕訳になります。

3. 償却債権取立益に関する問題です。
貸倒債権を回収した場合の仕訳は、貸倒処理した時期によって異なります。

■前期以前貸倒処理・当期回収

本問のように、前期（以前）に貸倒処理した債権を当期に回収した場合、貸倒処理時に計上した貸倒損失や貸倒引当金を取り消すのではなく、**償却債権取立益**を計上します。

☆参考・貸倒時の仕訳

(借) 貸倒損失 or 貸倒引当金 100,000 / (貸) 売掛金 100,000

★解答・回収時の仕訳

(借) 当座預金 80,000 / (貸) 償却債権取立益 80,000

■当期貸倒処理・当期回収

一方、当期に貸倒処理した債権を当期に回収した場合、貸倒処理時に計上した貸倒損失や貸倒引当金を取り消します。以下の仕訳を確認しておいてください。

☆参考・貸倒時の仕訳

(借) 貸倒損失 or 貸倒引当金 **** / (貸) 売掛金 ****

☆参考・回収時の仕訳

(借) 当座預金 **** / (貸) 貸倒損失 or 貸倒引当金 ****

なお、問題文の「**貸倒引当金勘定の残高は ¥ 60,000 である**」という記述はダミーデータなので、引っかけからないように注意してください。

償却債権取立益に関する問題は、第 104 回の問 1や第 127 回の問 3、第 141 回の問 3でも出題されているので、あわせてご確認ください。

4. 所得税の源泉徴収に関する問題です。

この問題は【所得税の源泉徴収に関する仕訳】と【手取額の支払いに関する仕訳】に分けて考えましょう。

【所得税の源泉徴収に関する仕訳】

まず「**所得税の源泉徴収分 ¥ 30,000**」ですが、これは所得税を給料から天引きしておいて、後で会社がまとめて税務署に納税するものなので、天引き段階では「所得税預り金」勘定で処理します。

★解答①

(借) 給料 30,000 / (貸) 所得税預り金 30,000

【手取額の支払いに関する仕訳】

残りの「**手取り金 ¥ 170,000**」ですが、こちらは特に問題ないと思います。

★解答②

(借) 給料 170,000 / (貸) 当座預金 170,000

以上、①②をまとめると解答仕訳になります。

所得税の源泉徴収に関する問題は、第 100 回の問 3や第 101 回の問 3、第 102 回の問 4、第 106 回の問 5、第 109 回の問 2、第 121 回の問 2、第 128 回の問 4、第 130 回の問 3、第 131 回の問 4、第 140 回の問 4、第 142 回の問 2、第 143 回の問 5、第 145 回の問 5でも出題されているので、あわせてご確認ください。

5. 資本の引き出しに関する問題です。

まず、水道光熱費 60,000 円に関しては営業用（事業用）と店主用の 2 つに分けたうえで、前者を**水道光熱費**で費用処理し、後者を**資本の引き出し**として処理します。

本問は問題で列挙されている勘定科目の中に引出金がある（資本金がない）ので、資本の引き出しに関する仕訳は**引出金**で処理します。

- ・ 40,000 円（=60,000 円-20,000 円）は営業用 → **水道光熱費**で費用処理
- ・ 20,000 円は店主用 → **引出金**で処理

★解答①

(借) 水道光熱費 40,000 / (貸) 当座預金 60,000

(借) 引出金 20,000

また、事業主の所得税を会社が肩代わりして支払った場合は**資本の引き出し**として処理します。

★解答②

(借) 引出金 240,000 / (貸) 当座預金 240,000

以上、①②をまとめると解答仕訳になります。

資本の引き出しに関する問題は、第 102 回の問 3や第 106 回の問 4、第 107 回の問 2、第 111 回の問 3、第 114 回の問 2、第 122 回の問 1、第 125 回の問 2、第 126 回の問 5、第 127 回の問 5、第 129 回の問 5、第 133 回の問 3、第 135 回の問 4、第 136 回の問 1、第 139 回の問 4、第 145 回の問 1、第 147 回の問 2でも出題されているので、あわせてご確認ください。